明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件（外務五五）　一

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象を改正する件（同五六）　二

〔官庁報告〕

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　七

〔公　告〕

諸事項

官庁

外国監査法人等関係　九

裁判所

破産、免責関係　一七

特殊法人等

税理士証票無効・登録まつ消、特定計量器型式承認関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

告　示

○外務省告示第五十五号

国際連合安全保障理事会決議第千五百三十三号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十二年十二月一日に発出した情報に基づき、国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成十七年外務省告示第千百一号、平成十九年外務省告示第二百八十一号、平成十九年外務省告示第五百九号、平成十九年外務省告示第六百七号、平成十九年外務省告示第六百七十一号及び平成二十年外務省告示第三百六十二号、平成二十一年外務省告示第四百二十号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十三年二月十八日

外務大臣　前原　誠司

追加・改正項目

平成十七年外務省告示第千百一号、平成十九年外務省告示第二百八十一号、平成十九年外務省告示第五百九号、平成十九年外務省告示第六百七十一号、平成二十年外務省告示第三百六十二号、平成二十一年外務省告示第六百七十一号、平成二十年外務省告示第三百六十二号及び平成二十一年外務省告示第四百二十号の別表中二十八から三十一までの全項目（追加）。

28. ガストン・イヤムレミエ

Gaston IYAMUREMYE

（別名）ルムリ（Rumuli）、ビリンギロ・ビクトール・ルムリ（Byiringiro Victor Rumuli）、ビクトール・ルムリ（Victor Rumuri）、ミシェル・ビリンギロ（Michel Byiringiro）

（生年月日・出生地）1948年、ルワンダ共和国北部県ムサンゼ（Musanze）郡、又はルヘンゲリ（Ruhengeri）

（旅券、入定情報）ＦＤＬＲ（ルワンダ解放民主勢力）第二副議長

（階級）准将

（現在地）コンゴ民主共和国北キブ州キブア（Kibua）、又はコンゴ民主共和国アル（Aru）

（指定の根拠）国連安保理コンゴ民主共和国制裁委員会専門家グループを含む複数の情報源によると、ガストン・イヤムレミエはＦＤＬＲ第二副議長としてＦＤＬＲの軍事的及び政治的指導部の中心人物の一人。ガストン・イヤムレミエはイゲナス・ムルワナシ・アカ（ＦＤＬＲ議長）の事務所を2009年12月までコンゴ民主共和国キブアで運営した。

29. Félicien NSANZUBUKIRE

（別名）フレッド・イラケザ（Fred Irakeza）

（生年月日・出生地）1967年、ルワンダ共和国ムラマ（Murama）、キニニャ（Kinyinya）、ルブンゴ（Rubungo）、キガリ（Kigali）

（現在地）コンゴ民主共和国南キブ州ウビラ（Uvira）郡ウビラ・サンゲ（Uvira-Sange）地区

（指定の根拠）複数の情報源によると、フェリシアン・ンサンズブキレはＦＤＬＲの第一大隊長であり、少なくとも1994年からＦＤＬＲの構成員であり、1998年10月以降はコンゴ民主共和国東部で活動している。国連安保理コンゴ民主共和国制裁委員会専門家グループの報告では、フェリシアン・ンサンズブキレは、少なくとも2008年11月から2009年４月までの間にタンガニカ湖を通じてタンザニア共和国から南キブ州のウビラ（Uvira）及びフィジ（Fizi）地区に拠点を置くＦＤＬＲ部隊への武器弾薬の密輸を監督・調整した。

30. Innocent ZIMURINDA

（生年月日・出生地）1972年９月１日又は1975年、コンゴ民主共和国北キブ州マシシ（Masisi）郡ンゲンゲ（Ngungu）

（現在地）コンゴ民主共和国北キブ州マシシ（Masisi）郡